

宮城県価格転嫁支援サポーター制度

1. 制度創設の背景・目的

《背景》○国の中小受託取引適正化法（旧下請法）及び受託中小企業振興法（旧下請振興法）の施行(R8.1.1)により、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を後押しする動きが加速化

○これを受け、本県においても県内中小企業に対するよりきめ細やかな支援提供が必要

《目的》○金融機関、商工会・商工会議所の担当者に「**価格転嫁支援サポーター**」として活動いただく制度を創設し、県内中小企業の価格転嫁を推進

2. 価格転嫁支援サポーターの活動内容

- 日々の企業訪問時等に、「プッシュ型」で価格転嫁に関する**支援施策や支援ツールの紹介、各種セミナー等の案内などを情報提供**
- 支援ニーズ等を受け、必要に応じて相談窓口（よろず支援拠点等）を紹介

支援ツールで作成できる資料（自動的にグラフ化）

◆価格交渉時のエビデンス資料

（原材料費等の推移を示せる）

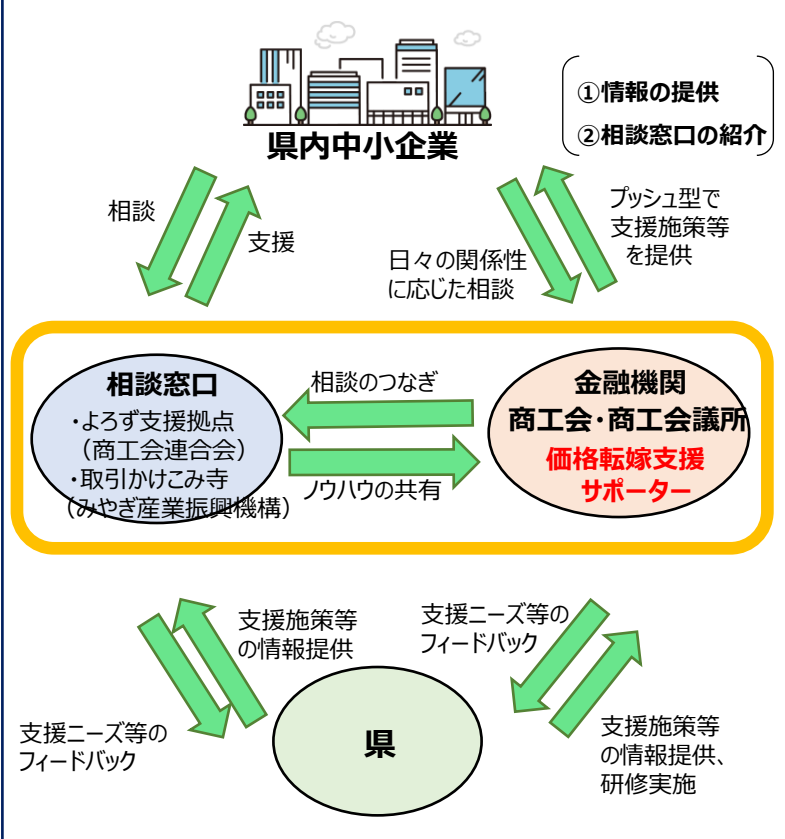


◆財務状況の変化を捉える資料

（価格転嫁を「した場合」と「しなかった場合」の財務状況を把握可能）



3. 制度イメージ



4. 制度参画機関（R8.6時点）

○金融機関（11機関）

七十七銀行、仙台銀行、杜の都信用金庫、宮城第一信用金庫、石巻信用金庫、仙南信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻商工信用組合、古川信用組合、仙北信用組合、日本政策金融公庫

○商工会関係（38機関）

各商工会、各商工会議所